

## 伊根町中小企業者緊急融資に対する保証料補給金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、京都府経営あんしん（セーフティネット）融資制度により京都信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証を付してあんしん借換資金の融資を受けた伊根町に在住する中小企業者を対象に負担の軽減と経営安定を支援するため保証料補給金（以下「補給金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補給対象)

**第2条** 補給の対象は、前条に規定する融資に係る保証料全額を対象とする。

(補給金)

**第3条** 補給金の額は、保証料に対し、限度額を20万円とし、予算の範囲内で全額補給する。

(交付手続)

**第4条** 補給金の交付を受けようとする中小企業者は、伊根町中小企業者緊急融資に対する保証料補給金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

**第5条** 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、交付の適否を決定し、交付することを決定したときは伊根町中小企業者緊急融資に対する保証料補給金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないことを決定したときは伊根町中小企業者緊急融資に対する保証料補給金不交付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ申請者に通知する。

(補給金の請求)

**第6条** 前条の規定による交付決定通知を受けたのち、補給金の請求は伊根町中小企業者緊急融資に対する保証料補給金交付請求書（様式第4号）により行うものとする。

(補給金の返還)

**第7条** 補給金を交付された者で、融資制度に基づく融資資金を当初の期限内に完済し、その融資を受けた者に対し保証協会の規定に定める還付金が返戻された場合は、当該融資による補給金のうち還付された額を町に返還しなければならない。

**附 則** (平成30年3月30日告示第37号)

この告示は、平成30年3月31日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

伊根町中小企業者緊急融資に対する保証料補給金交付申請書

伊根町中小企業者緊急融資に対する保証料補給金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり保証料補給金の交付を申請します。

平成 年 月 日

伊根町長 様

申請者

住 所

氏 名



記

1. 申請金額 円

(振込先金融機関名 支店 当座・普通 No. )

(口座名義 )

2. 調 書

融資の種別	
融資実行額	円
融資実行日	平成 年 月 日
取扱金融機関	
保証料額	円(保証期間 月/措置 月)

注)京都信用保証協会の貸付実行報告書を添付

様式第2号(第5条関係)

伊根町指令第 号

伊根町中小企業者緊急融資に対する保証料補給金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった保証料補給金については、伊根町中小企業者緊急融資に対する保証料補給金交付要綱に基づき審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

平成 年 月 日

伊根町長

様

記

決定番号	H ー
融資の種別	
取扱金融機関	
保証料補給決定額	円
支払期日	平成 年 月末
支払方法	口座振込

様式第3号(第5条関係)

第 号

平成 年 月 日

様

伊根町長

伊根町中小企業者緊急融資に対する保証料補給金不交付通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました伊根町中小企業者緊急融資に対する保証料補給金は、下記の理由により交付しないことを決定しましたので通知します。

記

理由

様式第4号(第6条関係)

平成 年 月 日

伊根町長 様

申請者

住所

氏名



伊根町中小企業者緊急融資に対する保証料補給金交付請求書

平成 年 月 日付けで交付決定を受けました伊根町中小企業者緊急融資に対する保証料補給金について、下記のとおり請求します。

記

1. 保証料補給請求金額

請求金額						円
------	--	--	--	--	--	---

2. 振込先

銀行		店		<input type="checkbox"/> 普通
信用金庫				<input type="checkbox"/> 当座
口座番号	口座名義			

※ 振込先は申請者本人の口座名義にしてください。